

お知らせ



特定健診のお知らせ

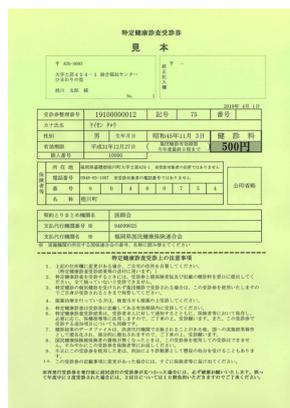
40歳～74歳国保加入者へ  
特定健診が始まりました

国 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

6月から40歳～74歳までの桂川町の国民健康保険加入者を対象とした特定健診が始まりました。みどりの封筒・みどりの受診券を送付しています。

【受診の際の注意点】

- ①例年、受診締切日が近づくこと、予約が集中し混雑が予想されます。ご自身の健康状態の変化を早期に発見するためにも、早めの受診をお願いします。
- ②個別健診で受診される方は、事前に医療機関にお問い合わせのうえご確認ください。



▲今回送付したみどりの封筒とみどりの受診券

手当金



傷病手当金適用期間の終了

新型コロナウイルス感染症に伴う  
傷病手当金の申請はお済みですか

国 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

○桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱の症状(以下、「感染症等の症状」という。)があった場合に、その療養のために就労することができなかつた場合(適用期間内で左記の要件を満たす方に限る)について、傷病手当金を支給します。

なお、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について5類感染症に位置付けられたことに伴い、同日以降に感染症等の症状があった場合は、傷病手当金の支給の対象となります。

ただし、令和5年5月7日以前に感染症等の症状があり、令和5年5月8日以降労務に服することができなくなつた場合は、傷病手当金の支給対象となります。

該当する方につきましては、お早めに申請をお願いします。

【適用期間】

令和2年1月1日～令和5年5月7日まで

※保険給付を受ける権利は、労務に服することができなくなつた日ごととその翌日から起算され、2年を経過すると時効により消滅します。

【傷病手当金の対象となる方】

次の4つの要件をすべて満たす方。

- ①給与の支払いを受けている、桂川町国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること
- ②新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなつたことがあること
- ③3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること
- ④給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

木曜日は  
19時まで窓口延長



桂川町役場では、祝日を除く毎週木曜日は、19時まで下記の部署で窓口の延長を行っています。なお、一部対応できない業務もありますので、来庁する際は各部署へ事前にご連絡をお願いします。

課名	問合せ先
住民課	☎65・3301
税務課	☎65・1076
保険環境課	☎65・1097
水道課	☎65・3241
建設事業課	☎65・3330
学校教育課	☎65・1149